

# 院外処方箋疑義照会簡素化プロトコル

## ～処方変更ルールについて～

この度当院では下記の通り疑義照会簡素化プロトコルを定めます。  
誠に恐縮ではございますが、ご協力よろしくお願いいたします。

### 1. 疑義照会が必要な事例

- A) 相互禁忌などの理由による薬剤の削除
- B) 残薬調整以外の理由による処方日数の変更
- C) 剤形グループを超えた変更

※ 当該医薬品に「変更不可」の指定がある場合を除く

#### 剤形グループ

- (i) 錠剤（普通錠、口腔内崩壊錠、粒状剤）、カプセル剤、丸剤
- (ii) 散剤、顆粒剤、細粒剤、末剤、ドライシロップ剤（内服用固形剤として調剤する場合に限る）

- D) 規格により適応症が異なる医薬品の調整規格変更

例) アーチスト錠 1.25mg 4錠分2 → アーチスト錠 2.5mg 2錠分2

- E) 「変更不可」の指定がある医薬品の変更

## 2. 専用 FAX 用紙「処方変更連絡書」でご連絡いただく事例

### A) 剤形グループを超えない変更

- ※ 当該医薬品に「変更不可」の指定がある場合を除く
- ※ 内服薬かつ用法用量に変更がない場合に限る

例1) リバロ 1mg → リバロ OD錠 1mg

例2) アルダクトン A25mg 〈粉砕〉 → アルダクトン A 細粒 10% 25mg

### B) 別規格製剤がある場合の調整規格の変更

- ※ 当該医薬品に「含量規格変更不可」の指定がある場合を除く
- ※ 規格により適応症が異なる医薬品を除く

### C) 服薬管理等の面から必要と判断して行う保険請求を伴わない一包化及び半錠、粉砕

- ※ 調剤保険薬局において安定性データを確認したうえで実施すること
- ※ 粉砕や混合に関する算定を加算する場合は、疑義照会を行うこと

### D) 薬事承認以外の用法・用量

(ア) 明らかな用法間違いの取り扱い (添付文書上の用法とする)

例1) アレンドロン酸錠 35mg 1錠(朝食後) ⇒ 起床時

例2) ボグリボーズ錠 0.2mg 3錠(毎食後) ⇒ 毎食直前

(イ) 「食後」の漢方製剤 【添付文書】〈食前又は食間〉

例1) 葛根湯 2.5g 7.5g 1日3回(毎食後)\* ⇒ 毎食前

- ※ \*印については初回のみ疑義照会必要
- ※ 漢方製剤は基本(食前)指示に変更し、服薬指導時に食後服用可であることを説明
- ※ 食後指示は「コンプライアンス上あえて食後」等のコメントが必要

### E) 一包化加算の算定時

➔ 同一内容に関する連絡は、初回のみで構いません。

### 3. 疑義照会不要の事例

A) 薬事承認以外の用法・用量のうち合理性があると判断されるもの

※ 薬事承認されていない「用法・用量」の処方があっても、それが薬学管理ならびに薬物療法上も合理性があると薬剤師が判断できる場合に限り、疑義照会せずに処方箋通りに調剤するものとします

例1) アムロジピン2.5mg 2錠 1日2回(朝・夕食後) 【添付文書】1日1回

例2) モンテルカスト錠10mg 1錠 1日1回(夕食後) 【添付文書】(就寝前)

例3) イコサペント酸エチルS900 2包 1日2回(食後) 【添付文書】(食直後)

B) 1. および2. で示されたもの以外

例1) 先発医薬品から後発医薬品への変更、後発品間での変更

例2) 一般名処方について、同一剤形、同一規格にて調剤を行ったもの

例3) 残薬調整を行ったもの

※ アドヒアランスに問題があると判断される場合は、適宜、「服薬情報提供書(トレーニングレポート)」で処方医への情報提供をお願いします。

C) 1成分名が同一の銘柄変更

※ 先発品間、後発品間(薬価異なる場合も)の変更可

※ 後発が入手困難な場合、後発品から先発品への変更可

例) ジルチアゼム(100) → ヘルベッサR(100)

D) 外用薬の用法・使用部位の追記

E) 消炎鎮痛外用剤のパップ⇄テープの変更

※ ただし患者が変更を希望し、かつ成分が同様ものに限る

F) 販売名称変更等で名前が変更になる場合に切替が前後しても同一薬として調剤

例) マドパー配合錠 → マドパー配合錠L(100)

#### 4. その他

処方箋の公費負担者番号に15（更生医療）の数字が誤って入力されていた場合、各調剤薬局の方で訂正していただいで構いません。

#### ➤ 疑義照会および問い合わせ窓口

◆ 嶋田病院 医事課（096-324-3515）

◆ 嘉島クリニック 医事課（096-237-1732）

➤ 「処方変更連絡書」FAX 送信先：書類上の記載に準じます